

令和4年度

北九州市予算

## 目 次

---

	頁
<b>一 般 会 計</b>	
一 般 会 計 予 算 .....	1
<b>特 別 会 計</b>	
国 民 健 康 保 險 特 別 会 計 予 算 .....	29
食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計 予 算 .....	34
卸 売 市 場 特 別 会 計 予 算 .....	37
渡 船 特 別 会 計 予 算 .....	43
土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 予 算 .....	48
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 特 別 会 計 予 算 .....	54
港 湾 整 備 特 別 会 計 予 算 .....	57
公 債 償 還 特 別 会 計 予 算 .....	63
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 特 別 会 計 予 算 .....	67
土 地 取 得 特 別 会 計 予 算 .....	70
駐 車 場 特 別 会 計 予 算 .....	74
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 予 算 .....	77
産 業 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算 .....	81
漁 業 集 落 排 水 特 別 会 計 予 算 .....	84

介 護 保 險 特 別 会 計 予 算 .....	87
空 港 関 連 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算 .....	95
学 術 研 究 都 市 土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 予 算 .....	98
臨 海 部 産 業 用 地 貸 付 特 別 会 計 予 算 .....	101
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算 .....	104
市 民 太 陽 光 発 電 所 特 別 会 計 予 算 .....	108
市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計 予 算 .....	111
上 水 道 事 業 会 計 予 算 .....	115
工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算 .....	121
交 通 事 業 会 計 予 算 .....	125
病 院 事 業 会 計 予 算 .....	130
下 水 道 事 業 会 計 予 算 .....	133
公 営 競 技 事 業 会 計 予 算 .....	137

# 一 般 会 計

## 令和 4 年度 北 九 州 市 一 般 会 計 予 算

令和 4 年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 608, 218, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85, 000, 000 千円とする。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 市税</b>		<b>177,993,000</b>
	1 市民税	75,489,000
	2 固定資産税	72,183,000
	3 軽自動車税	2,189,000
	4 市たばこ税	7,152,000
	5 鉱産税	28,000
	6 特別土地保有税	1,000
	7 入湯税	28,000
	8 事業所税	7,422,000
	9 都市計画税	12,451,000
	10 環境未来税	690,000
	11 宿泊税	360,000

(単位：千円)

款	項	金額
<b>2 地方譲与税</b>		<b>3,205,000</b>
	1 地方揮発油譲与税	1,086,000
	2 自動車重量譲与税	1,626,000
	3 森林環境譲与税	115,000
	4 特別とん譲与税	304,000
	5 航空機燃料譲与税	28,000
	6 石油ガス譲与税	46,000
<b>3 利子割交付金</b>		<b>67,000</b>
	1 利子割交付金	67,000
<b>4 配当割交付金</b>		<b>454,000</b>
	1 配当割交付金	454,000
<b>5 株式等譲渡所得割交付金</b>		<b>350,000</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	350,000
<b>6 分離課税所得割交付金</b>		<b>128,000</b>
	1 分離課税所得割交付金	128,000
<b>7 法人事業税交付金</b>		<b>2,017,000</b>
	1 法人事業税交付金	2,017,000
<b>8 地方消費税交付金</b>		<b>22,093,000</b>
	1 地方消費税交付金	22,093,000
<b>9 ゴルフ場利用税交付金</b>		<b>49,000</b>
	1 ゴルフ場利用税交付金	49,000
<b>10 環境性能割交付金</b>		<b>611,000</b>
	1 環境性能割交付金	611,000
<b>11 軽油引取税交付金</b>		<b>5,483,000</b>



(単位：千円)

款	項	金額
	1 軽油引取税交付金	5,483,000
<b>12 国有提供施設等所在市町村助成交付金</b>		<b>30,000</b>
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,000
<b>13 地方特例交付金</b>		<b>1,219,000</b>
	1 地方特例交付金	1,209,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	10,000
<b>14 地方交付税</b>		<b>67,500,000</b>
	1 地方交付税	67,500,000
<b>15 交通安全対策特別交付金</b>		<b>403,000</b>
	1 交通安全対策特別交付金	403,000
<b>16 分担金及び負担金</b>		<b>2,500,176</b>
	1 負担金	2,500,176

(単位：千円)

款	項	金額
<b>17 使用料及び手数料</b>		<b>16,169,821</b>
	1 使用料	11,292,952
	2 手数料	4,876,869
<b>18 国庫支出金</b>		<b>114,204,528</b>
	1 国庫負担金	94,246,093
	2 国庫補助金	19,539,538
	3 委託金	418,897
<b>19 県支出金</b>		<b>31,132,326</b>
	1 県負担金	24,031,057
	2 県補助金	5,152,680
	3 委託金	1,948,589
<b>20 財産収入</b>		<b>3,252,496</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	830,612
	2 財産売却収入	2,421,884
<b>21 寄附金</b>		<b>2,452,361</b>
	1 寄附金	2,452,361
<b>22 繰入金</b>		<b>16,476,706</b>
	1 特別会計繰入金	203,719
	2 基金繰入金	16,272,987
<b>23 繰越金</b>		<b>10</b>
	1 繰越金	10
<b>24 諸収入</b>		<b>93,587,576</b>
	1 延滞金加算金及び過料	155,864
	2 市預金利子	431

(単位：千円)

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	77,264,046
	4 受託事業収入	196,198
	5 収益事業収入	8,600,000
	6 雑入	7,371,037
25 市債		<b>46,840,000</b>
	1 市債	46,840,000
歳	入	合
		計
		<b>608,218,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 議会費</b>		<b>1,651,378</b>
	1 議会費	1,651,378
<b>2 総務費</b>		<b>45,495,714</b>
	1 総務職員費	18,668,184
	2 総務管理費	3,988,470
	3 企画費	13,526,285
	4 市民費	4,362,286
	5 徴税費	2,283,917
	6 戸籍住民基本台帳費	1,152,466
	7 選挙費	1,038,833
	8 統計調査費	24,783
	9 人事委員会費	199,473

(単位：千円)

款	項	金額
	10 監査委員費	251,017
<b>3 保健福祉費</b>		<b>169,211,489</b>
	1 保健福祉職員費	9,235,265
	2 社会福祉費	69,567,091
	3 公衆衛生費	10,787,841
	4 環境衛生費	439,533
	5 保健所費	1,253,630
	6 生活保護費	45,729,072
	7 災害救助費	5,943
	8 繰出金	32,193,114
<b>4 子ども家庭費</b>		<b>70,879,152</b>
	1 子ども家庭職員費	4,611,144

(単位：千円)

款	項	金額
	2 子ども家庭費	66,239,254
	3 繰出金	28,754
<b>5 環境費</b>		<b>18,209,430</b>
	1 環境職員費	3,273,283
	2 環境費	14,936,147
<b>6 労働費</b>		<b>456,332</b>
	1 労働諸費	456,332
<b>7 農林水産業費</b>		<b>2,330,389</b>
	1 農林水産業職員費	583,055
	2 農業費	992,137
	3 林業費	277,883
	4 水産業費	437,372

(単位：千円)

款	項	金額
	5 繰出金	39,942
<b>8 産業経済費</b>		<b>88,131,327</b>
	1 産業経済職員費	1,523,314
	2 産業学術費	84,396,613
	3 観光振興費	1,821,533
	4 繰出金	389,867
<b>9 土木費</b>		<b>35,059,239</b>
	1 土木職員費	4,478,933
	2 土木管理費	771,088
	3 道路橋りょう費	13,931,551
	4 河川費	3,435,303
	5 都市計画費	11,076,203



(單位：千円)

款	項	金額
	6 繰出金	1,366,161
<b>10 港湾費</b>		<b>7,976,315</b>
	1 港湾職員費	1,292,738
	2 港湾管理費	999,198
	3 港湾整備費	4,607,253
	4 埋立費	1,076,542
	5 繰出金	584
<b>11 建築行政費</b>		<b>8,741,259</b>
	1 建築職員費	1,545,060
	2 建築管理費	4,156,530
	3 住宅建設費	3,039,669
<b>12 消防費</b>		<b>12,304,013</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 消防費	12,304,013
<b>13 教育費</b>		<b>70,126,697</b>
	1 教育職員費	52,039,465
	2 教育総務費	1,659,087
	3 小学校費	7,253,501
	4 中学校費	5,284,545
	5 高等学校費	379,889
	6 特別支援学校費	1,657,479
	7 幼稚園費	46,442
	8 専修学校費	14,948
	9 社会教育費	1,088,280
	10 保健体育費	693,178

(単位：千円)

款	項	金額
	11 繰出金	9,883
<b>14 災害復旧費</b>		<b>100,847</b>
	1 鉦害復旧費	847
	2 土木施設災害復旧費	100,000
<b>15 諸支出金</b>		<b>75,244,419</b>
	1 公債償還特別会計繰出金	66,230,353
	2 公営企業費	6,892,066
	3 基金積立金	2,122,000
<b>16 予備費</b>		<b>2,300,000</b>
	1 予備費	300,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策予備費	2,000,000
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>合</b>
		<b>計</b>
		<b>608,218,000</b>

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎電気・機械等設備管理業務	自 令和5年度 至 令和9年度	398,000
公用車リース経費（本庁舎）	自 令和5年度 至 令和11年度	42,200
人事給与システム・庶務事務システム改修事業	令和5年度	73,400
市政テレビ制作及び放送委託経費	自 令和5年度 至 令和6年度	81,200
市政だより編集委託経費	自 令和5年度 至 令和7年度	86,000
入金管理システム改修経費	令和5年度	4,000
データエントリー業務委託経費	自 令和5年度 至 令和7年度	22,500
領収済通知書等仕分け・発送・登録業務委託経費	自 令和5年度 至 令和7年度	14,000
区役所・出張所改修事業	令和5年度	29,000
折尾出張所老朽化対策事業	令和5年度	8,000
小倉北区役所庁舎電気・機械等設備管理業務	自 令和5年度 至 令和9年度	322,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（小倉南区分）	自 令和 5 年 度 至 令和 12 年 度	109,200
行政情報検索サービス経費	令和 5 年 度	11,900
自治体情報セキュリティ対策事業	自 令和 5 年 度 至 令和 8 年 度	855,600
システム基盤運用保守事業	自 令和 5 年 度 至 令和 10 年 度	4,088,300
庁内イントラネット管理・運用事業	自 令和 5 年 度 至 令和 10 年 度	2,045,000
北九州芸術劇場改修事業	令和 5 年 度	239,000
響ホール・国際村交流センター改修事業	令和 5 年 度	88,000
新門司サブグラウンド整備事業	令和 5 年 度	77,000
美術館エレベーター更新事業	令和 5 年 度	30,000
博物館外壁改修事業	令和 5 年 度	104,000
ウーマンワークカフェ北九州情報システム運用保守事業	自 令和 5 年 度 至 令和 8 年 度	3,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（八幡西生涯学習総合センター業務）	自 令和 5 年 度 至 令和 10 年 度	1,200
固定資産税納税通知書作成経費	令和 5 年 度	7,000
法人市民税申告書等作成経費	令和 5 年 度	1,120
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	19,000
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	10,100
税務D X 推進事業	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	3,200
総合滞納整理システム運用管理事業	自 令和 5 年 度 至 令和 7 年 度	60,600
市税領収済通知書等仕分け・発送業務委託経費	自 令和 5 年 度 至 令和 7 年 度	4,900
市税及び税外債権関連業務委託事業	自 令和 5 年 度 至 令和 8 年 度	1,271,800
家屋評価システム構築・運用保守事業	自 令和 5 年 度 至 令和 9 年 度	16,900
証明書発行用ファクシミリリース経費	自 令和 5 年 度 至 令和 7 年 度	34,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
福岡県議会議員一般選挙経費	令和5年度	98,000
公用車リース経費（区役所保健福祉業務）	自 令和5年度 至 令和10年度	2,400
障害者総合支援法指定事業所管理システム運用保守事業	自 令和5年度 至 令和8年度	4,500
高齢者支援システム改修事業	令和5年度	4,500
総合療育センター再整備事業	令和5年度	93,600
総合保健福祉センター外壁改修事業	令和5年度	68,500
総合保健福祉センター空調機更新事業	令和5年度	40,500
犬の登録システム改修事業	令和5年度	1,500
生活衛生システム改修事業	令和5年度	1,700
生活保護レセプトシステム改修事業	令和5年度	900
ほっと子育てふれあい事業	自 令和5年度 至 令和7年度	45,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保育士宿舎借り上げ支援事業	令和5年度	18,600
保育所整備推進事業	自 令和5年度 至 令和6年度	653,800
放課後児童クラブ整備事業	自 令和5年度 至 令和7年度	2,600
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 令和5年度 至 令和9年度	215,200
子ども・若者応援センター「YELL」運営委託経費	自 令和5年度 至 令和7年度	70,500
公用車における次世代自動車普及事業	自 令和5年度 至 令和7年度	15,200
公用車管理システム運用事業	自 令和5年度 至 令和9年度	40,000
ごみ収集指定袋制実施事業	令和5年度	240,000
家庭ごみ及びし尿処理手数料システム更新事業	令和5年度	2,000
ごみ処理委託経費	自 令和5年度 至 令和9年度	1,050,000
皇后崎工場施設健全化事業	令和5年度	572,000



(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
皇后崎工場機器整備事業	令和 5 年 度	83,600
日明浄化センター特別高圧受変電設備改築事業（日明工場負担分）	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	698,000
若者ワークプラザ情報システム運用保守事業	自 令和 5 年 度 至 令和 8 年 度	9,200
高齢者就業支援センター情報システム運用保守事業	自 令和 5 年 度 至 令和 8 年 度	2,400
新門司ライスセンター解体事業	令和 5 年 度	9,700
公用車リース経費（産業イノベーション推進業務）	自 令和 5 年 度 至 令和 8 年 度	800
公用車リース経費（スタートアップ推進業務）	令和 5 年 度	200
皿倉山ケーブルカー山上駅耐震補強事業	令和 5 年 度	54,000
和布刈地区観光拠点化推進事業	令和 5 年 度	15,000
公用車リース経費（MICE推進業務）	自 令和 5 年 度 至 令和 8 年 度	800
道路維持事業（徳力葛原線）	令和 5 年 度	95,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路新設改良事業（恒見朽網線）	令和 5 年 度	500,000
道路新設改良事業（横代南町山手 1 号線）	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	1,318,600
桃園公園等施設再配置推進事業	令和 5 年 度	420,000
花と緑のまちづくり推進事業	令和 5 年 度	2,500
響灘臨海工業団地立地促進事業	令和 5 年 度	2,261,000
響灘東地区処分場整備事業	令和 5 年 度	1,600,000
市営住宅管理システム改修事業	令和 5 年 度	16,700
市営住宅整備事業（丸山団地ほか）	令和 5 年 度	31,900
市営住宅整備事業（春の町団地）	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	824,600
市営住宅計画保全事業（馬寄団地ほか）	令和 5 年 度	454,800
市営住宅耐震改修事業（本城団地）	令和 5 年 度	178,900

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
予防情報システム運用保守事業	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	800
消防施設整備事業	令和 5 年 度	35,000
公用車リース経費（消防業務）	自 令和 5 年 度 至 令和 11 年 度	4,600
教職員人事給与システム運用保守等事業	自 令和 5 年 度 至 令和 8 年 度	204,000
学校ネットワーク運用保守事業（小学校）	令和 5 年 度	30,500
デジタル教科書リース経費（小学校）	令和 5 年 度	25,100
通学支援業務（学校規模適正化）	令和 5 年 度	15,300
授業支援ソフトリース経費（小学校）	自 令和 5 年 度 至 令和 7 年 度	123,500
学校給食調理業務民間委託事業（小学校）	自 令和 5 年 度 至 令和 9 年 度	953,200
学校ネットワーク更新・運用事業（小学校）	自 令和 5 年 度 至 令和 10 年 度	945,800
パソコン整備事業（小学校）	自 令和 5 年 度 至 令和 10 年 度	265,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校外国語活動補助事業	令和5年度	128,700
小学校建設事業	令和5年度	773,000
小学校建設事業	自 令和5年度 至 令和8年度	12,200
小学校建設事業	自 令和5年度 至 令和9年度	29,800
学校ネットワーク運用保守事業（中学校）	令和5年度	14,700
I C T活用支援事業（中学校）	令和5年度	6,700
デジタル教科書リース経費（中学校）	令和5年度	5,900
授業支援ソフトリース経費（中学校）	自 令和5年度 至 令和7年度	60,400
学校給食調理業務民間委託事業（中学校）	自 令和5年度 至 令和9年度	216,800
学校ネットワーク更新・運用事業（中学校）	自 令和5年度 至 令和10年度	458,100
パソコン整備事業（中学校）	自 令和5年度 至 令和10年度	99,500

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校・高等学校外国語指導助手配置事業	令和5年度	105,700
公用車リース経費（不登校等支援センター業務）	自 令和5年度 至 令和10年度	1,200
学校ネットワーク更新・運用事業（高等学校）	自 令和5年度 至 令和10年度	7,400
特別支援学校スクールバス購入経費	令和5年度	38,700
学校ネットワーク運用保守事業（特別支援学校）	令和5年度	1,900
I C T活用支援事業（特別支援学校）	令和5年度	900
特別支援学校スクールバス運行委託事業	自 令和5年度 至 令和7年度	898,700
授業支援ソフトリース経費（特別支援学校）	自 令和5年度 至 令和7年度	2,200
学校ネットワーク更新・運用事業（特別支援学校）	自 令和5年度 至 令和10年度	59,100
公用車リース経費（医療的ケア児支援業務）	自 令和5年度 至 令和10年度	2,400
特別支援学校建設事業	令和5年度	521,900

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校ネットワーク運用保守事業（幼稚園）	令和 5 年 度	900
学校ネットワーク更新・運用事業（幼稚園）	自 令和 5 年 度 至 令和 10 年 度	29,600
図書館電算関係運営経費	令和 5 年 度	4,300
本の通帳システム整備事業	令和 5 年 度	140
図書館電算関係運営経費	自 令和 5 年 度 至 令和 10 年 度	236,200
令和4年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令和 4 年 度 至 令和 14 年 度	元金 1,180,000,000千円 及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自 令和 4 年 度 至 令和 24 年 度	借入金 6,044,000千円 及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会施設建設事業	千円 2,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
総務施設建設事業	1,651,000			
保健福祉施設建設事業	211,100			
子ども家庭施設建設事業	376,400			
環境施設建設事業	2,405,200			
農林水産施設建設事業	208,900			
産業経済施設建設事業	755,800			
土木施設建設事業	13,523,300			
港湾施設建設事業	4,239,700			
建築行政施設建設事業	2,138,400			
消防施設建設事業	1,047,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育施設建設事業	2,250,400 <sup>千円</sup>		%	
災害復旧事業	29,900			
臨時財政対策債	18,000,000			



# 特 別 会 計

議案第 2 号

## 令和 4 年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 99,250,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 国民健康保険料</b>		<b>14,872,052</b>
	1 国民健康保険料	14,872,052
<b>2 使用料及び手数料</b>		<b>10</b>
	1 手数料	10
<b>3 国庫支出金</b>		<b>20</b>
	1 国庫補助金	20
<b>4 県支出金</b>		<b>72,794,696</b>
	1 県負担金	205,725
	2 県補助金	72,588,971
<b>5 繰入金</b>		<b>10,867,612</b>
	1 繰入金	10,867,612
<b>6 繰越金</b>		<b>556,610</b>

(単位：千円)

款	項	金額
7 諸収入	1 繰越金	556,610
		<b>159,000</b>
	1 延滞金加算金及び過料	3,010
	2 雑入	155,990
歳 入	合 計	<b>99,250,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 総務費</b>		<b>1,700,536</b>
	1 総務管理費	1,700,536
<b>2 保険給付費</b>		<b>71,693,838</b>
	1 保険給付費	71,693,838
<b>3 国民健康保険事業費納付金</b>		<b>24,946,633</b>
	1 医療給付費分納付金	18,065,048
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5,137,335
	3 介護納付金分納付金	1,744,250
<b>4 保健事業費</b>		<b>802,383</b>
	1 保健事業費	802,383
<b>5 諸支出金</b>		<b>56,610</b>
	1 償還金及び還付加算金	56,610

(単位：千円)

款	項	金額
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		99,250,000

議案第 3 号

## 令和 4 年度 北九州市食肉センター特別会計予算

令和 4 年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 330,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		<b>146,703</b>
	1 使用料	146,703
2 財産収入		<b>586</b>
	1 財産運用収入	586
3 繰入金		<b>118,865</b>
	1 繰入金	118,865
4 繰越金		<b>28,000</b>
	1 繰越金	28,000
5 諸収入		<b>35,846</b>
	1 貸付金収入	10,000
	2 雑入	25,846
歳 入	合 計	<b>330,000</b>



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 食肉センター費</b>		<b>329,800</b>
	1 食肉センター費	284,044
	2 繰出金	45,756
<b>2 予備費</b>		<b>200</b>
	1 予備費	200
<b>歳 出 合 計</b>		<b>330,000</b>

議案第 4 号

## 令和 4 年度 北九州市卸売市場特別会計予算

令和 4 年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,340,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		<b>424,869</b>
	1 使用料	424,869
2 県支出金		<b>419,140</b>
	1 県補助金	419,140
3 繰入金		<b>158,144</b>
	1 繰入金	158,144
4 繰越金		<b>20,000</b>
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		<b>139,447</b>
	1 雑入	139,447
6 市債		<b>179,000</b>
	1 市債	179,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳	入 合 計	1,340,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 卸売市場費</b>		<b>1,338,600</b>
	1 卸売市場費	1,220,442
	2 繰出金	118,158
<b>2 予備費</b>		<b>2,000</b>
	1 予備費	2,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>1,340,600</b>

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市場設備一般改良事業	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	377,900

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 179,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

## 令和 4 年度 北 九 州 市 渡 船 特 別 会 計 予 算

令和 4 年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 430,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		<b>59,776</b>
	1 使用料	59,745
	2 手数料	31
2 国庫支出金		<b>50,422</b>
	1 国庫補助金	50,422
3 県支出金		<b>20,000</b>
	1 県補助金	20,000
4 財産収入		<b>1,288</b>
	1 財産運用収入	1,288
5 繰入金		<b>227,733</b>
	1 繰入金	227,733
6 繰越金		<b>70,000</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	70,000
7 諸収入		<b>981</b>
	1 雑入	981
歳	入	合
		計
		<b>430,200</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 渡船事業費</b>		<b>430,000</b>
	1 渡船事業費	404,833
	2 繰出金	25,167
<b>2 予備費</b>		<b>200</b>
	1 予備費	200
<b>歳 出 合 計</b>		<b>430,200</b>

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小倉棧橋改修事業	令和5年度	17,000
若戸航路運航等業務民間委託事業	自 令和5年度 至 令和7年度	411,000

## 令和 4 年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

令和 4 年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,152,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 使用料及び手数料</b>		<b>1,232</b>
	1 使用料	1,222
	2 手数料	10
<b>2 国庫支出金</b>		<b>519,810</b>
	1 国庫補助金	519,810
<b>3 財産収入</b>		<b>4,532</b>
	1 財産貸付収入	2,532
	2 財産売払収入	2,000
<b>4 繰入金</b>		<b>1,140,106</b>
	1 繰入金	1,140,106
<b>5 繰越金</b>		<b>10</b>
	1 繰越金	10

(単位：千円)

款	項	金額
6 諸収入		<b>210,010</b>
	1 雑入	210,010
7 市債		<b>1,276,400</b>
	1 市債	1,276,400
歳	入	合
		計
		<b>3,152,100</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		3,152,100
	1 土地区画整理事業費	2,599,958
	2 繰出金	552,142
歳 出	合 計	3,152,100



第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
折尾土地区画整理事業	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	150,000
旦過土地区画整理事業	自 令和 5 年 度 至 令和 6 年 度	1,970,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,276,400	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

## 令和 4 年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和 4 年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 清算徴収金		<b>148</b>
	1 清算徴収金	148
2 繰越金		<b>142</b>
	1 繰越金	142
3 諸収入		<b>10</b>
	1 雑入	10
歳 入	合 計	<b>300</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		300
	1 土地区画整理事業清算費	300
歳 出 合 計		300

## 令和 4 年度 北 九 州 市 港 湾 整 備 特 別 会 計 予 算

令和 4 年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,135,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		<b>2,703,334</b>
	1 使用料	2,703,334
2 財産収入		<b>165,186</b>
	1 財産運用収入	165,186
3 繰入金		<b>321,392</b>
	1 一般会計繰入金	584
	2 特別会計繰入金	320,808
4 繰越金		<b>10</b>
	1 繰越金	10
5 諸収入		<b>120,078</b>
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 貸付金収入	45,516

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑入	74,552
<b>6 市債</b>		<b>1,825,000</b>
	1 市債	1,825,000
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>5,135,000</b>



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 港湾整備事業費</b>		<b>5,130,000</b>
	1 機能施設事業費	2,696,221
	2 繰出金	2,433,629
<b>2 予備費</b>	3 基金積立金	150
	1 予備費	5,000
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>5,135,000</b>

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
CATOSハードウェアリース経費	自 令和5年度 至 令和9年度	32,200
太刀浦第2コンテナターミナルチェックブリッジ 更新事業	令和5年度	71,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	千円 1,825,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

## 令和 4 年度 北九州市公債償還特別会計予算

令和 4 年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 152,300,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		<b>114,810,000</b>
	1 繰入金	114,810,000
2 市債		<b>37,490,000</b>
	1 市債	37,490,000
歳 入 合 計		<b>152,300,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 公債費</b>		<b>150,057,115</b>
	1 公債費	150,057,115
<b>2 繰出金</b>		<b>2,242,885</b>
	1 繰出金	2,242,885
<b>歳 出 合 計</b>		<b>152,300,000</b>

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 37,490,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	% 8.5以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

## 令和 4 年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和 4 年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		<b>225</b>
	1 県補助金	225
2 繰越金		<b>10</b>
	1 繰越金	10
3 諸収入		<b>765</b>
	1 貸付金元利収入	655
	2 雑入	110
歳 入 合 計		<b>1,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		1,000
	1 住宅新築資金等貸付事業費	1,000
歳 出 合 計		1,000

議案第 11 号

## 令和 4 年度 北九州市土地取得特別会計予算

令和 4 年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,697,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		<b>2,297,774</b>
	1 財産運用収入	10
	2 財産売払収入	2,297,764
2 繰入金		<b>21,226</b>
	1 繰入金	21,226
3 市債		<b>2,378,000</b>
	1 市債	2,378,000
歳 入 合 計		<b>4,697,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地先行取得費		4,697,000
	1 土地先行取得費	2,380,000
	2 繰出金	2,317,000
歳 出	合 計	4,697,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地先行取得事業	千円 2,378,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

## 令和 4 年度 北 九 州 市 駐 車 場 特 別 会 計 予 算

令和 4 年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 445,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		<b>320,891</b>
	1 使用料	320,891
2 繰越金		<b>124,391</b>
	1 繰越金	124,391
3 諸収入		<b>418</b>
	1 雑入	418
歳 入	合 計	<b>445,700</b>



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 駐車場事業費</b>		<b>445,200</b>
	1 駐車場事業費	370,995
	2 繰出金	74,205
<b>2 予備費</b>		<b>500</b>
	1 予備費	500
<b>歳 出 合 計</b>		<b>445,700</b>

## 令和 4 年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 4 年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 401,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		<b>28,754</b>
	1 繰入金	28,754
2 繰越金		<b>145,671</b>
	1 繰越金	145,671
3 諸収入		<b>210,775</b>
	1 貸付金元利収入	210,775
4 市債		<b>16,200</b>
	1 市債	16,200
歳 入	合 計	<b>401,400</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		401,400
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	89,246
	2 繰出金	312,154
歳 出	合 計	401,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<small>千円</small> 16,200	普通貸借	<small>%</small> 無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、 第4項及び第6項の規定により償還する。

議案第 14 号

## 令和 4 年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

令和 4 年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 495,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		<b>490,224</b>
	1 財産運用収入	19,500
	2 財産売却収入	470,724
2 繰越金		<b>5,476</b>
	1 繰越金	5,476
歳 入 合 計		<b>495,700</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		<b>495,700</b>
	1 産業用地整備事業費	375,809
	2 繰出金	119,891
歳 出	合 計	<b>495,700</b>



議案第 15 号

## 令和 4 年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

令和 4 年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10
	1 分担金	10
2 使用料及び手数料		2,644
	1 使用料	2,644
3 繰入金		39,942
	1 繰入金	39,942
4 繰越金		3,010
	1 繰越金	3,010
5 諸収入		94
	1 貸付金収入	84
	2 雑入	10
歳 入	合 計	45,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 漁業集落排水費</b>		<b>44,700</b>
	1 漁業集落排水費	27,496
	2 繰出金	17,204
<b>2 予備費</b>		<b>1,000</b>
	1 予備費	1,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>45,700</b>

## 令和 4 年度 北九州市介護保険特別会計予算

令和 4 年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 106,796,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
<b>1 介護保険料</b>		<b>19,085,491</b>
	1 介護保険料	19,085,491
<b>2 使用料及び手数料</b>		<b>9,420</b>
	1 手数料	9,420
<b>3 国庫支出金</b>		<b>26,062,011</b>
	1 国庫負担金	17,637,370
	2 国庫補助金	8,424,641
<b>4 支払基金交付金</b>		<b>27,542,035</b>
	1 支払基金交付金	27,542,035
<b>5 県支出金</b>		<b>15,188,284</b>
	1 県負担金	14,384,144
	2 財政安定化基金支出金	10

(単位：千円)

款	項	金額
	3 県補助金	804,130
<b>6 財産収入</b>		<b>1,249</b>
	1 財産運用収入	1,239
	2 財産売払収入	10
<b>7 寄附金</b>		<b>10</b>
	1 寄附金	10
<b>8 繰入金</b>		<b>17,519,273</b>
	1 一般会計繰入金	16,458,191
	2 基金繰入金	1,061,082
<b>9 繰越金</b>		<b>1,070,865</b>
	1 繰越金	1,070,865
<b>10 諸収入</b>		<b>6,555</b>

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 雑入	6,545
<b>11 市債</b>		<b>10</b>
	1 財政安定化基金貸付金	10
<b>12 介護予防ケアマネジメント事業費収入</b>		<b>310,797</b>
	1 介護予防サービス計画費収入	310,777
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	10
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>106,796,000</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 総務費</b>		<b>2,319,359</b>
	1 総務管理費	1,420,320
	2 介護認定費	899,039
<b>2 保険給付費</b>		<b>98,527,679</b>
	1 介護サービス等諸費	98,527,679
<b>3 地域支援事業費</b>		<b>5,403,729</b>
	1 地域支援事業費	5,403,729
<b>4 財政安定化基金拠出金</b>		<b>10</b>
	1 財政安定化基金拠出金	10
<b>5 基金積立金</b>		<b>1,229</b>
	1 基金積立金	1,229
<b>6 諸支出金</b>		<b>33,197</b>



(単位：千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	33,197
<b>7 予備費</b>		<b>200,000</b>
	1 予備費	200,000
<b>8 介護予防ケアマネジメント事業費</b>		<b>310,797</b>
	1 介護予防サービス計画等諸費	310,797
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>計</b>
		<b>106,796,000</b>

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム改修事業	令和5年度	8,800
基幹系端末リース経費	令和5年度	1,800

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	<small>千円</small> 10	証書借入	<small>%</small> 無利子	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 17 号

## 令和 4 年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和 4 年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
2 繰越金		3,480
	1 繰越金	3,480
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	3,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		3,500
	1 空港関連用地整備事業費	3,352
	2 繰出金	148
歳 出	合 計	3,500

議案第 18 号

## 令和 4 年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

令和 4 年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 263,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
2 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
3 繰入金		218,702
	1 繰入金	218,702
4 繰越金		44,868
	1 繰越金	44,868
5 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	263,600



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		263,600
	1 土地区画整理事業費	27,776
	2 繰出金	235,824
歳 出	合 計	263,600

議案第 19 号

## 令和 4 年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和 4 年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 427,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		<b>427,300</b>
	1 財産運用収入	427,300
歳 入 合 計		<b>427,300</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		427,300
	1 臨海部産業用地貸付事業費	427,300
歳 出 合 計		427,300

## 令和 4 年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,389,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		<b>12,121,445</b>
	1 後期高齢者医療保険料	12,121,445
2 使用料及び手数料		<b>100</b>
	1 手数料	100
3 国庫支出金		<b>10</b>
	1 国庫補助金	10
4 繰入金		<b>4,748,436</b>
	1 繰入金	4,748,436
5 繰越金		<b>438,803</b>
	1 繰越金	438,803
6 諸収入		<b>80,206</b>
	1 延滞金及び過料	20

(単位：千円)

款	項	金額
	2 償還金及び還付加算金	210
	3 雑入	79,976
歳	入	合
		計
		17,389,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 総務費</b>		<b>674, 123</b>
	1 総務管理費	480, 114
	2 徴収費	194, 009
<b>2 後期高齢者医療広域連合納付金</b>		<b>16, 641, 240</b>
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	16, 641, 240
<b>3 諸支出金</b>		<b>23, 637</b>
	1 償還金及び還付加算金	23, 637
<b>4 予備費</b>		<b>50, 000</b>
	1 予備費	50, 000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>17, 389, 000</b>



議案第 21 号

## 令和 4 年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和 4 年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 発電収入		<b>63,072</b>
	1 発電収入	63,072
2 繰越金		<b>40,028</b>
	1 繰越金	40,028
歳 入 合 計		<b>103,100</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
<b>1 市民太陽光発電所事業費</b>		<b>96,100</b>
	1 市民太陽光発電所事業費	20,944
	2 繰出金	75,156
<b>2 予備費</b>		<b>7,000</b>
	1 予備費	7,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>103,100</b>

## 令和 4 年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和 4 年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,477,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		<b>1,688,400</b>
	1 貸付金元利収入	1,688,400
2 市債		<b>789,000</b>
	1 市債	789,000
歳 入 合 計		<b>2,477,400</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債管理事業費		2,477,400
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	789,000
	2 繰出金	1,688,400
歳 出	合 計	2,477,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 789,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

## 令和4年度北九州市上水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和4年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 〔水道事業〕

(1) 給水戸数	511,434戸
(2) 総配水量	105,733千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	289,679m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	6,013,756千円
ロ 浄水場整備事業	1,814,754千円
ハ 導送水施設整備事業	758,733千円

#### 〔水道用水供給事業〕

(1) 給水事業者数	5 事業者
(2) 総給水量	7,300千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	20,000m <sup>3</sup>



(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	収	入	
第1款 水道事業収益			19,996,296 千円
第1項 営業収益			17,297,668 千円
第2項 営業外収益			2,697,999 千円
第3項 特別利益			629 千円
	支	出	
第1款 水道事業費			19,666,870 千円
第1項 営業費用			17,419,931 千円
第2項 営業外費用			2,227,959 千円
第3項 特別損失			18,980 千円

〔水道用水供給事業〕

	収	入	
第2款 用水供給事業収益			903,997 千円
第1項 営業収益			808,499 千円
第2項 営業外収益			95,058 千円
第3項 特別利益			440 千円
	支	出	
第2款 用水供給事業費			820,603 千円
第1項 営業費用			700,255 千円
第2項 営業外費用			120,338 千円
第3項 特別損失			10 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,970,153千円（水道事業 8,743,851千円、水道用水供給事業 226,302千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u>	<u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入			5,718,699 千円
第1項 企業債			3,878,000 千円
第2項 国県補助金			23,015 千円
第3項 出資金			121,289 千円
第4項 工事負担金			697,311 千円
第5項 固定資産売却代金			404 千円
第6項 基金収入			30 千円
第7項 基金繰入金			991,650 千円
第8項 預託金返還金			3,000 千円
第9項 その他資本的収入			4,000 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出			14,462,550 千円
第1項 施設費			11,100,889 千円
第2項 企業債償還金			3,356,160 千円
第3項 投資			30 千円
第4項 預託金			3,000 千円
第5項 国庫補助金返還金			2,471 千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第 2 款 用水供給事業資本的收入		20,515 千円
第 1 項 国 県 補 助 金		202 千円
第 2 項 工 事 負 担 金		20,000 千円
第 3 項 固 定 資 産 売 却 代 金		303 千円
第 4 項 そ の 他 資 本 的 収 入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第 2 款 用水供給事業資本の支出		246,817 千円
第 1 項 施 設 費		63,400 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		183,172 千円
第 3 項 国 庫 補 助 金 返 還 金		245 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令和5年度	900,000 <small>千円</small>
水道会計システム改修業務委託経費	令和5年度	90,000
公用車リース経費	自 至 令和5年度 令和11年度	7,000
配水管整備事業	令和5年度	68,000
配水管改良事業	令和5年度	100,000
浄水場整備事業	令和5年度	706,000
浄水場整備事業	自 至 令和5年度 令和6年度	589,000
導送水施設整備事業	令和5年度	141,000

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 3,878,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,268千円である。

## (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和4年度 北九州市工業用水道事業会計予算

**(総 則)**

第1条 令和4年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

**(業務の予定量)**

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |     |         |                       |
|-----|---------|-----------------------|
| (1) | 給水事業所数  | 69事業所                 |
| (2) | 総給水量    | 43,187千m <sup>3</sup> |
| (3) | 一日平均給水量 | 118,322m <sup>3</sup> |

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		2,000,481 千円
第1項 営業収益		1,776,510 千円
第2項 営業外収益		223,961 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		1,722,882 千円
第1項 営業費用		1,646,549 千円
第2項 営業外費用		76,323 千円
第3項 特別損失		10 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 858,606千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		295,912 千円
第1項 企        業        債		143,000 千円
第2項 国    庫    補    助    金		25,300 千円
第3項 工    事    負    担    金		127,592 千円
第4項 固    定    資    産    売    却    代    金		10 千円
第5項 其    他    資    本    的    収    入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,154,518 千円
第1項 施        設        費		1,014,218 千円
第2項 企    業    債    償    還    金		140,300 千円

**(債務負担行為)**

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄 水 場 整 備 事 業	令 和 5 年 度	141,000 <small>千円</small>



**(企業債)**

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 143,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

**(一時借入金)**

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

**(予定支出の各項の経費の金額の流用)**

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

**(他会計からの補助金)**

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,292千円である。

**(たな卸資産購入限度額)**

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和4年度北九州市交通事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和4年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車	
イ 車 両 数	91台
ロ 年間走行キロメートル	3,240,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	4,874,000人
ニ 一日平均輸送人員	13,353人
(2) 貸 切 車	
イ 車 両 数	27台
ロ 年間走行キロメートル	492,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	590,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,616人
(3) 主要な建設改良事業	
イ 旅客自動車購入事業	52,254千円
ロ 旅客自動車整備事業	55,486千円

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		2,184,073 千円
第1項 営業収益		1,942,173 千円
第2項 営業外収益		241,880 千円
第3項 特別利益		20 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		2,151,322 千円
第1項 営業費用		2,053,384 千円
第2項 営業外費用		95,928 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		2,000 千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 93,524千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		108,354 千円
第1項 企業債		95,800 千円
第2項 国庫補助金		10 千円
第3項 県支出金		1,924 千円
第4項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的収入		10,610 千円

	<u>支</u> <u>出</u>	
第 1 款 自動車運送事業資本の支出		201,878 千円
第 1 項 建設改良費		135,624 千円
第 2 項 企業債償還金		64,254 千円
第 3 項 予備費		2,000 千円

**(債務負担行為)**

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財 務 会 計 シ ス テ ム 再 構 築 事 業	自 令 和 5 年 度 至 令 和 9 年 度	19,300 <small>千円</small>

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入事業	千円 41,200	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
旅客自動車整備事業	54,600			

### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

### (他会計からの補助金)

第9条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、110,364千円である。

### (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和4年度 北九州市病院事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和4年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 病 床 数           | 155床     |
| (2) 主要な建設改良事業       |          |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 42,000千円 |

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業収益		308,118 千円
第1項 医業収益		58,281 千円
第2項 医業外収益		249,827 千円
第3項 特別利益		10 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業費		452,037 千円
第1項 医業費用		412,395 千円
第2項 医業外費用		39,632 千円
第3項 特別損失		10 千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		362,643 千円
第1項 企業債		12,000 千円
第2項 出資金		320,643 千円
第3項 補助金		30,000 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業資本的支出		362,643 千円
第1項 建設改良費		42,000 千円
第2項 企業債償還金		320,643 千円



### (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北九州市立門司病院 主要設備改修事業	千円  12,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ 他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

### (他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,000千円である。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和4年度 北九州市下水道事業会計予算

**(総 則)**

第1条 令和4年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

**(業務の予定量)**

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	141,914千m <sup>3</sup>	
(2) 水洗化助成戸数	12戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠布設	5,897,500千円	小倉北区昭和町地区、若松区古前地区、八幡東区西本町地区等
ロ ポンプ場整備	317,500千円	曾根新田北ポンプ場等
ハ 処理場整備	2,274,500千円	皇后崎浄化センター等

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		27,234,524 千円
第1項 営業収益		21,136,263 千円
第2項 営業外収益		6,098,231 千円
第3項 特別利益		30 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業費		26,836,073 千円
第1項 営業費用		24,948,458 千円
第2項 営業外費用		1,872,595 千円
第3項 特別損失		15,020 千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,252,541千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 下水道事業資本的収入		12,713,136 千円
第1項 企業債		6,091,000 千円
第2項 国庫補助金		4,557,231 千円
第3項 負担金		402,629 千円
第4項 寄附金		8,878 千円
第5項 貸付金回収金		978 千円
第6項 基金繰入金		1,652,400 千円
第7項 その他資本的収入		20 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業資本的支出		23,965,677 千円
第1項 建設改良費		12,650,725 千円
第2項 企業債償還金		8,737,176 千円
第3項 投資		2,577,776 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場運転整備等業務委託経費	自 令和5年度 至 令和7年度	462,000 <small>千円</small>
受 託 事 業	自 令和5年度 至 令和6年度	1,300,000
下 水 道 建 設 事 業	自 令和5年度 至 令和6年度	2,160,000
施 設 改 良 事 業	令 和 5 年 度	200,000
施 設 改 良 事 業	自 令和5年度 至 令和6年度	1,400,000
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 令和5年度 至 令和11年度	49,800
水道会計システム改修業務委託経費	令 和 5 年 度	45,000

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 6,091,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

### (他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,232,588千円である。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北橋健治

## 令和4年度 北九州市公営競技事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和4年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	75 日
(2) 年間車券発売金	38,500,000 千円
(3) 1日平均車券発売金	513,333 千円
(4) 年間場間場外発売金	4,818,750 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	180,125 千円

#### 〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	168 日
(2) 年間舟券発売金	125,000,000 千円
(3) 1日平均舟券発売金	744,048 千円
(4) 年間場間場外発売金	10,266,768 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	2,265,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	収	入	
第1款 競輪事業収益			39,968,631 千円
第1項 営業収益			39,574,444 千円
第2項 営業外収益			394,167 千円
第3項 特別利益			20 千円
	支	出	
第1款 競輪事業費			39,135,938 千円
第1項 営業費用			39,000,452 千円
第2項 営業外費用			134,476 千円
第3項 特別損失			1,010 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入	
第2款 モーターボート競走事業収益			128,198,727 千円
第1項 営業収益			128,136,107 千円
第2項 営業外収益			58,492 千円
第3項 特別利益			4,128 千円
	支	出	
第2款 モーターボート競走事業費			120,282,049 千円
第1項 営業費用			120,135,610 千円
第2項 営業外費用			145,429 千円
第3項 特別損失			1,010 千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,072,471千円（競輪事業 341,723千円、モーターボート競走事業 7,730,748千円）は利益剰余金処分量 5,000,000千円及び損益勘定留保資金等 3,072,471千円で補てんするものとする。）。

**〔競輪事業〕**

	収	入
第1款 競輪事業資本的収入		1,687,319 千円
第1項 出 資 金		1,500,000 千円
第2項 固定資産売却代金		99 千円
第3項 基金繰入金		187,220 千円
	支	出
第1款 競輪事業資本的支出		2,029,042 千円
第1項 建設改良費		191,442 千円
第2項 企業債償還金		1,675,000 千円
第3項 投 資		162,600 千円

**〔モーターボート競走事業〕**

	収	入
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		1,563,543 千円
第1項 固定資産売却代金		20,343 千円
第2項 基金繰入金		1,543,200 千円
	支	出
第2款 モーターボート競走事業資本的支出		9,294,291 千円
第1項 建設改良費		2,513,536 千円
第2項 企業債償還金		158,000 千円
第3項 投 資		1,622,755 千円
第4項 繰 出 金		5,000,000 千円



(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財 務 会 計 シ ス テ ム 改 修 事 業	令 和 5 年 度	3,300 <small>千円</small>
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 令 和 5 年 度 至 令 和 9 年 度	9,800
北 九 州 メ デ ィ ア ド ー ム 投 票 系 非 常 用 発 電 機 更 新 事 業	令 和 5 年 度	78,000
小 倉 競 輪 実 施 事 務 等 包 括 委 託 事 業	自 令 和 5 年 度 至 令 和 9 年 度	10,000,000
ボ ー ト レ ー ス 若 松 大 型 映 像 装 置 更 新 事 業	令 和 5 年 度	300,000
ボ ー ト レ ー ス 若 松 外 向 発 売 所 建 設 事 業	令 和 5 年 度	568,000
ボ ー ト レ ー ス 若 松 西 ス タ ン ド 棟 大 規 模 改 修 事 業	令 和 5 年 度	150,000

**(一時借入金)**

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

**(予定支出の各項の経費の金額の流用)**

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

**(利益剰余金の処分)**

第8条 利益剰余金のうち 5,000,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 5,000,000 千円

**(たな卸資産購入限度額)**

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和 4 年 2 月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治